

国民健康保険からのお知らせ

こんなときは14日以内に届出を!



春は転入や転出、就職や退職など、異動の多い季節です。それに伴い、健康保険の手続きも必要となります。ご家族に異動があった場合は、14日以内に必ず届け出をしてください!

こんなとき	持ち物 (マイナンバーカードまたは通知カードは必須)
国保に入る	他市町村から転入してきたとき 他市町村の転出証明書、印鑑、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
職場の健康保険をやめたとき (被扶養者でなくなったとき)	職場の健康保険をやめた証明書 (被扶養者でない理由の証明書)、印鑑、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
子どもが生まれたとき	国保の保険証、母子健康手帳、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード
国保をやめる	他市町村へ転出するとき 国保の保険証、印鑑、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の保険証 (未交付の場合は加入を証明するもの)、印鑑、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
死亡したとき	国保の保険証、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード
その他	市内で住所を変更するとき 国保の保険証、印鑑、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
世帯主や氏名を変更するとき	国保の保険証、印鑑、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
世帯を分離や合併するとき	国保の保険証、印鑑、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
就学のため、別に住所を定めるとき	国保の保険証、在学証明書または学生証、印鑑、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
保険証を紛失して再交付するとき	印鑑、本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード

* 本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカードなど

* 平成28年1月から、マイナンバー (個人番号) の利用が開始されたことに伴い、国民健康保険の各届出にマイナンバーの記載が必要です。

届け出が遅れるとトラブルの元!

- 国保の保険税をさかのぼって払わなければならないことがあります。
- 国保の保険税と職場の健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。
- 医療費を全額自己負担しなければならないことがあります。



問合せ 市民課 ☎ 73-8015

国民健康保険・後期高齢者医療保険ご加入の皆さまへ

人間ドックの料金を一部助成します



申込期間 4月11日 (木) ~ * 土日、祝日を除く
8時30分~17時15分
受診期間 5月7日 (火) ~ 2020年2月29日 (土)

対象 20歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者
* 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の滞納者を除く。

助成額 各ドック料金の7割 (上限2万5000円)

定員 【国民健康保険】先着220人
【後期高齢者医療保険】先着40人
* 後期高齢者医療保険加入者は、今年度から2年に1回の助成となります。平成30年度に助成を受けた人は、お申し込みできません。
注意 点 ・人間ドックと市民健診 (集団・個別) の両方を受診することはできません。
・受診日に国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格がない場合、助成はありません。
申込み 窓口または電話でお申し込みください。
市民課 ☎ 73-8015

▼ 個人負担金一覧 * 助成適用後の金額です

医療機関	性別	1日ドック	2日ドック	脳ドック (特定健診も含む)	1日ドック・脳ドック	2日ドック・脳ドック	1日ドック・PET-CT	2日ドック・PET-CT
済生会病院	男 女	1万9280円 2万2520円	4万5200円 4万8440円	2万3600円	5万7080円 6万320円	8万3000円 8万6240円	10万7840円 11万1080円	13万3760円 13万7000円
春江病院	男 女	1万8000円 2万2300円	2万8000円 3万2300円	1万1000円	3万8000円 4万2300円	4万8000円 5万2300円		
坂井市立三国病院		1万6140円	3万8770円	8640円	4万3140円	6万5770円		
福井厚生病院		1万9280円	3万7640円	1万8200円	5万1680円	6万8420円		
福井総合クリニック	男 女	1万2000円 1万4600円	4万880円		4万2000円 4万4600円	7万880円		
木村病院	男 女	1万3880円 2万360円	3万9800円 4万6280円					
光陽生協クリニック	男 女	1万4330円 2万2430円	2万4700円 3万2800円					
福井県立病院	男 女	1万9280円 2万2520円						
福井赤十字病院	男 女	1万9280円 2万2520円			5万1680円 5万4920円			
松原病院				9720円				
福井県労働衛生センター	男 女	1万2800円 2万360円	5万6000円 6万1400円					

注意
・消費税8%の期間に受診した場合の金額です。消費税増税に伴い、負担金に変更されます。
・各医療機関の受け入れ人数には限りがあります。(先着順)
・検診内容は各医療機関によって異なります。詳細は、市のホームページをご覧ください。

年金相談所の開設について

福井年金事務所では、出張による年金相談を実施しています。ぜひご利用ください。(完全予約制)

とき 毎月第3木曜日
10時~12時、13時~15時30分
* 裏表紙「くらしのカレンダー」に毎月掲載しています。

ところ 坂井市地域交流センター「いねす」
(坂井市坂井町蔵垣内34・14・1)

準備物
・年金手帳または年金証書、運転免許証など本人確認ができるもの
・印鑑
・代理の場合は、委任状と免許証などの委任された人の本人確認ができるもの

申込み 福井年金事務所 お客様相談室
☎ 23・4518 (音声案内①→②)

国民年金保険料は口座振替がお得!

国民年金保険料は毎年見直しが行われ、4月からは月額1万6410円となります。

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間や時間が省け、さらに早割で納付すれば、現金納付よりも保険料が割引されます。詳細は、お問い合わせください。

申込方法 申込書は、市民課や各金融機関、年金事務所にあるほか、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。各金融機関の窓口、または年金事務所にお申し込みください。郵送での申し込みも可能です。

準備物
・年金手帳 (または基礎年金番号が分かるもの)
・口座振替する通帳
・通帳の届出印

学生納付特例制度をご存知ですか?

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

学生で保険料を納付することが困難な場合は「学生納付特例制度」をご利用ください。住所登録地の市町村で申請し、日本年金機構の承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

この制度は毎年申請が必要です。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。平成30年度にこの制度の承認を受け、引き続き在学予定であることを申し出た人は、3月末に日本年金機構から郵送されるはがき形式の申請書を提出してください。

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成して送付します。福井年金事務所へお問い合わせください。

追納が可能です
承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば申し出により後払い (追納) できますが、3年度目以降に納付する場合、当時の保険料に加算額が付きますのでご注意ください。

問合せ 市民課 ☎ 73-8015
福井年金事務所 ☎ 23・4518

国民年金に関するお知らせ